

(但馬の伊達氏に就いて)

宣旨 早の令安塔
 九月廿一日
 陸奥國伊達孫三行入道三白謹言上
 為平任侍例賜箸 國宣全行頒知行同事
 一 祈少後折月 田屋
 一 祈西火後折月 田屋
 一 祈東火後折月 田屋
 一 祈北火後折月 田屋
 一 祈南火後折月 田屋
 一 祈東大村山岡村 田屋
 一 祈西大村山岡村 田屋
 一 祈北大村山岡村 田屋
 一 祈南大村山岡村 田屋
 一 祈東大村山岡村 田屋
 一 祈西大村山岡村 田屋
 一 祈北大村山岡村 田屋
 一 祈南大村山岡村 田屋
 忠節(田)申 是賞之上者任侍例下賜箸
 宣全行頒知行赤袖采忠為備向後龜鏡粗
 言士如侍
 元弘三年八月日

(宣國塔安家顯島北 題外)狀上言西道達伊

宣旨 早の令安塔
 九月廿一日
 陸奥國伊達孫三行入道三白謹言上
 為平任侍例賜箸 國宣全行頒知行同事
 一 祈少後折月 田屋
 一 祈西火後折月 田屋
 一 祈東火後折月 田屋
 一 祈北火後折月 田屋
 一 祈南火後折月 田屋
 一 祈東大村山岡村 田屋
 一 祈西大村山岡村 田屋
 一 祈北大村山岡村 田屋
 一 祈南大村山岡村 田屋
 一 祈東大村山岡村 田屋
 一 祈西大村山岡村 田屋
 一 祈北大村山岡村 田屋
 一 祈南大村山岡村 田屋
 忠節(田)申 是賞之上者任侍例下賜箸
 宣全行頒知行赤袖采忠為備向後龜鏡粗
 言士如侍
 元弘三年八月日

(簡斷) 狀書朝行達伊

但馬の伊達氏に就いて

時野谷 勝

江戸時代に於いて、政治的社會的一般狀勢の安定が齎らされると共に、幕府當局を始め大小諸藩に、家史、系譜の編纂の如き事業が續々行はれたが、その一として仙臺の伊達家では、「伊達出自世次考」九卷、「伊達正統世次考」十卷が著はされてゐる。これ即ち好學の聞え高き伊達綱村(伊達氏三世、肯山公)の時に、前後廿有餘年の歲月を費やし、元祿十六年を以て完成したものであつて、曾て星野恒博士も「伊達家乘の確實」(史學雜誌第九編)と題する一文に稱揚されてゐる如く、多くの類書中比較的確實にして正鵠を得たものと、世に推賞せられてゐる所である。

この家乘編修に際して拂はれた苦心經營の狀は、元祿十六年の伊達綱村の序文に詳らかであるが、それに依れ

ば人を諸方に遣はし、京都、鎌倉を始め出羽、常陸、下野、若狹、但馬等に亘りて史料の採訪を行ひ、或は近衛基綱、林道春ら、當時の碩學鴻儒に往古を温ねてゐる。而してその間、駿河伊達氏の後裔である伊達犬也なる者から、系圖を提出したとの記載もある。これに關聯せるものと思はれる文書は、先年京都帝國大學國史研究室の有に歸し、中村助教授が「歴史と地理」(第三十四卷、四・五號)に「駿河伊達文書」と題して紹介されてゐる所である。

此の編纂事業に當り、最も有力なる史料の一として大いに參酌されたものに、京都南禪寺の塔頭慈聖院、嘉慶二年九月九日龍湫周澤に依つて開かれた慈聖院に藏する一聯の文書があつた。即ち綱村の序に

其後不_レ圖得_ニ京師南禪寺慈聖院所_レ藏出雲但馬兩國伊達氏系圖古本。一取見_レ之實與_ニ我同祖_一、而嘗所_レ疑者頓

釋然矣。

とある所である。

而して現に伊達伯家に藏せられ、大日本古文書伊達家文書に一號より二十號に亘つて載せられてゐる文書系圖は、その當時元祿十一年十一月、南禪寺慈聖院から伊達家に献上されたものである。この史料に基き、旁ら今日但馬地方の諸社寺舊家襲藏の記録文書を照應する事に依り、我々は断片的ながら、主として吉野朝時代に於ける但馬の伊達氏の事績を闡明する事が出来る。

然るに昭和九年夏、京大國史研究室では中村助教教授指導の下に、南禪寺に藏する未整理文書約五百通の整理を行つたが、昭和十年二月に至り上記の伊達家藏文書に關聯を有するものと思はれる十五通の文書を見出す事が出來た。この新たに寓目せる文書も亦、同じく吉野朝時代に於ける但馬の伊達氏の事蹟に關するものであつて、これらを綜合攻究する事に依り、未だ到底史料の断片性の難點を匡救する迄には至つてゐないが、一應但馬伊達氏に就いての考説をなし得るのである。言ふまでも無く、

管見の史料の性質上、時代は吉野朝時代に限られ、從つて但馬の伊達氏が、陸奥その他の伊達氏と如何なる關係に在るか等の、重要な諸問題は暫らく解明を後日に期して、爰には唯だ南禪寺に藏する史料の紹介、及び些少なる數箇の問題の列擧に終るに過ぎないのである。

二

併し我々は先づ、何故に但馬の伊達氏關係文書が、南禪寺に傳來してゐたかを考へねばならぬ。

南禪寺文書を見るに、永仁七年三月五日龜山法皇は御手印のある御宸翰を出されて、遠江國初倉庄、加賀國小坂庄、筑前國宗像社の三箇所を寺領として寄附せられてゐるが、正安二年七月二十五日には伏見上皇院宣を出され、先の小坂庄に代ふるに、播磨國矢野別名、同國大鹽庄、但馬國池寺庄等を以てせられてゐる。その後も屢々この但馬の池寺庄を安堵する旨の文書が出てゐるが、更に至徳三年十二月廿五日に至り、但馬國小佐郷地頭職(恒富名を除く)が左大臣足利義滿から寄附せられてゐる。斯くて小佐郷は、池寺庄と相並んで、但馬國に於ける南

禪寺領としてあり、室町時代末期、守護の押領に遭ふて潰滅する迄續いてゐるのである。即ち應永十年、同廿一年、嘉吉二年等の寺領目録には、兩者共に擧がつてゐるが、文龜元年のそれに至つては、小佐郷の名は既に消え、池寺庄亦守護押領と注されてゐる。

さて但馬の伊達氏は、後述の如く此の小佐郷の地頭職を有してゐたのである。それ故恐らくは、至徳三年十二月廿五日、初めて寺領として寄進せられし際、關係文書も一括して南禪寺に入つたものと思はれる。

三

小佐郷とは倭名抄などには遠佐郷と書き、今日の兵庫縣養父郡八鹿村の一字として、その名を存してゐる。併し古く遠佐郷とは、廣く言へば朝倉庄と小佐庄とより成り、即ち網場、舞狂、朝倉、米里、國木、小山、八鹿、九鹿、小佐、石原、火畑の十一箇村を含み、大略今日の養父郡八鹿村及び高柳村の地に比定する事が出来る。

而してこの地方は豊岡町の南方、圓山川の河谷を遡る事數里、先に魚澄惣五郎氏が、兵庫縣史蹟名勝天然紀念物

但馬の伊達氏に就いて

調査報告第十一輯に、「歴史上より見たる圓山川の流域」と題して詳細に述べられた如く、交通地理上の要衝であり、歴史上早く開けた所である。圓山川はこの邊に於いて八木川その他の支流を併せ、宛も一中心地の觀を呈し、交通路としては山陰道の幹線に臨み、東南方和田山を經、夜久野峠を越えて福知山に通じ、別に東北方には出石に通ずる途を分岐し、北方は豊岡、城崎に通じ、西に向つては、山陰道は村岡、湯村を經て鳥取に通じてゐる。南に向つては、和田山で山陰道より分岐し生野を經由、遂に姫路に至る道あり、又山崎を經て龍野に至る道をも分出してゐる。

斯くの如くこの地方は道路を四方に通じてその咽喉を扼する如き位置に在り、歴史的に地理的に極めて重要な意義を有してゐたのである。

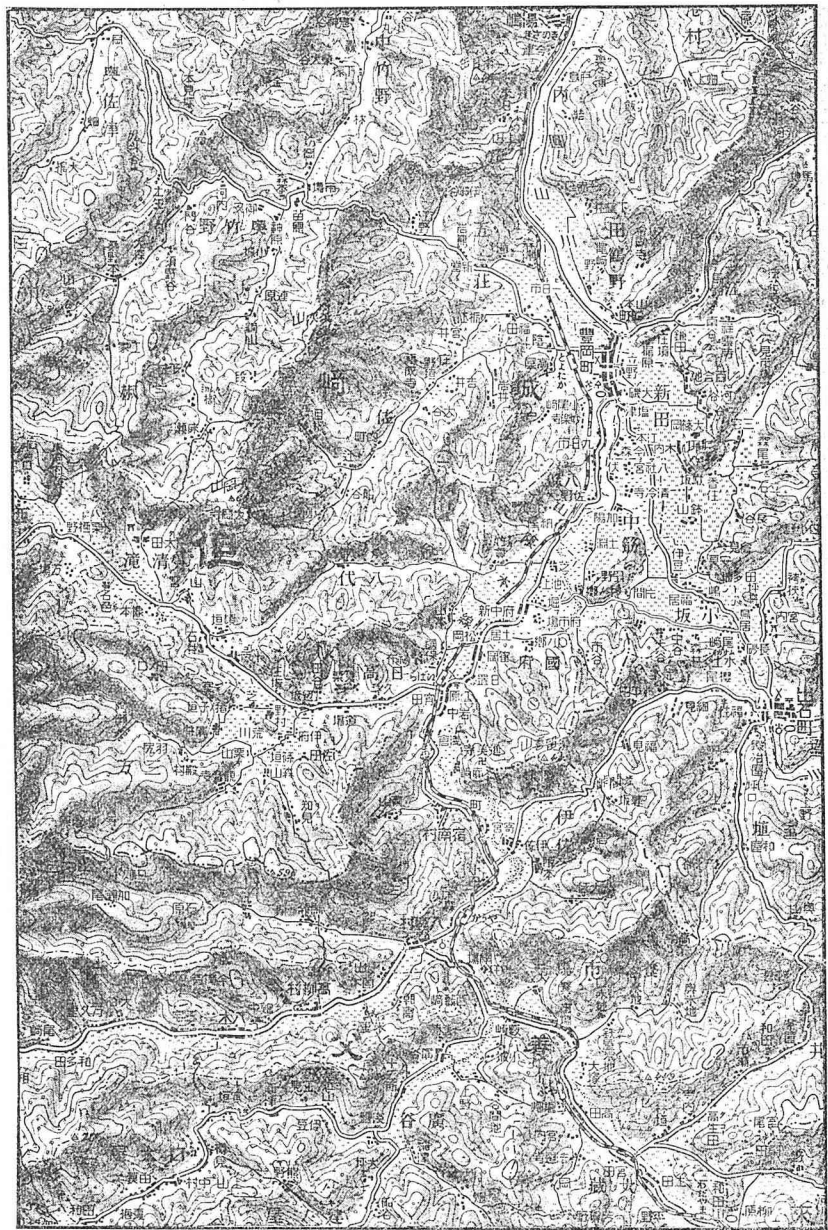
吉野朝時代には、實にこの地が但馬の伊達氏の據る所であつたのである。

四

先づ所論の順序として南禪寺に探訪せる文書を列擧す

但馬の伊達氏に就いて

第二十二卷 第一號 一六二



但馬地方要圖(十二萬分一)

る。頭書の算用數字は京大國史研究室にて附せる整理番號であつて以下便宜この文書番號を用ふることとする。

484 藤原(伊達)宗綱讓狀 元亨元年十一月十日。外題に元

亨三年十月五日附、執權北條高時連署金澤貞顯連署の

鎌倉將軍家安堵の下知狀あり。

485 伊達彌七宗助後家目安 元弘三年八月□日。外題に安

堵の但馬の國宣あり。

486 伊達孫三郎入道道西目安 弘安三年八月 日。外題に

九月八日附、安堵の陸奥の國宣あり。

487 伊達彌七宗助後家目安 建武三年五月 日。紙背に同

年五月廿五日附、今川頼貞の安堵の下知狀あり。

488 伊達孫三郎入道道西目安 建武三年五月 日。紙背

に同年五月廿五日附、今川頼貞の安堵の下知狀あり。

489 伊達孫三郎義綱軍忠狀 建武三年八月 日。奥に證判

あり。

490 伊達三郎藏人義綱軍忠狀 建武四年七月 日。奥に兵

部大輔盛義の證判あり。

491 伊達孫三郎入道道西軍忠狀 建武四年七月 日。奥に

兵部大輔盛義の證判あり。

492 兵部大輔盛義奉書 建武四年七月八日。伊達孫三郎入

道宛。

493 但馬國宣 建武五年八月十五日。伊達入道宛。

494 修理權大夫某披露狀 (曆應元年)十一月十五日。御奉

行所宛。

495 立石五郎入道法阿陳狀 曆應四年十二月 日。

496 伊達三郎藏人朝綱軍忠狀 觀應二年九月卅日。奥に證

判あり。

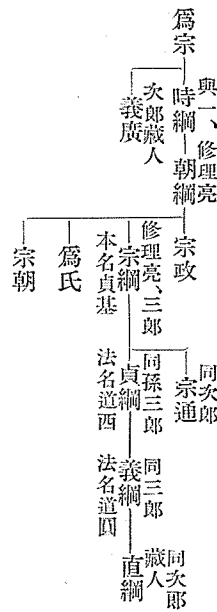
497 伊達道西讓狀 貞治元年十一月十五日。

498 伊達行朝書狀 (斷簡) 十月廿五日。伊達孫三郎入道

宛。

以上十五通の文書を、伊達伯家所藏の文書と照應する事に依り、吉野朝時代に於ける但馬伊達氏の事績の一斑を知り得ると共に、又此の時代の但馬地方に於ける官賊兩軍抗爭の史實に、若干狀況の闡明されしものを加へ、旁ら伊達氏世系に就いても、多少の補正をなし得ると思ふのである。

こゝに先づ此の小論の必要上、南禪寺慈聖院より、伊達伯家に傳はれる、但馬伊達家系圖の内、主として吉野朝時代に係るものを抄出すれば次の通りである。



與一修理亮時綱は仙臺伊達家略系に依れば「在出雲但馬及諸國伊達氏之祖也」とあり、その兄弟次郎藏人義廣の系統が宗家となつてゐるのである。

五

上記の伊達氏の系圖と仙臺伊達氏の略系とを照合するに、その間相當の異動混雜があり、今日に於いては未だ裁定し得ぬ多くの疑問を遺してゐるが、尙ほ南禪寺文書及び伊達家文書を詳細に點檢する事に依り、但馬伊達氏の系圖も、或は確實なる馮據を獲、或は多少の是正を必要とするものがある。

484 號文書は伊達宗綱の讓狀であつて、藤原宗綱と署してゐるのは、伊達氏が藤原鎌足に出づるとされてゐるが故である。その内容は宗綱が元亨元年十一月十日、子息貞綱に重代相傳當知行の地たる但馬國小佐郷貳分一地面職を讓渡したもので、やがて鎌倉幕府の安堵が與へられてゐる。小佐郷貳分一地面頭職とは詳しく言へば、得近田參町染段肆拾歩、在家六宇、百姓貳名、徴史給參分一、平島、野島、山島、山林等で、此等が正しく但馬伊達氏の重代の所領であつたのである。

而して宗綱より所領を讓られたる子息貞綱とは、通稱孫三郎、入道して道西と稱する人物で、元弘三年三月廿六日以後の文書には、この道西の名を以て表はれてゐるのである。彼は元弘三年三月頭中將千種忠顯の召に應じ、忠顯が伯耆より但馬に攻上れる際、その手に屬して軍忠を致し、引續き四月八日の京都攻めの時には弟宗幸、宗重らと共に二條大宮の邊に奮戦せる事績は、既に伊達家文書(一一、千種忠顯御教書、二、伊達道西軍忠狀、一、伊達道西軍忠狀)に依つて知悉せられてゐる。些末

に亘る嫌はあるが、我々は但馬伊達家系圖に道西の兄弟として記載せられたる宗通以外更に宗幸、宗重を加へる事が出来る。南禪寺文書に於いても亦、戦争に就いての新史實を加ふべきものはないが、同じくこの際の事に關する記載を見出し得るのである。

併し更に注目すべきは、道西の所領に關する記述である。即ち元弘三年八月附の486號文書を見るに、(口繪寫眞上段參照)「陸奥國伊達孫三郎入道々西謹言上」と書き出して、去る三月から軍忠を致してゐる故に、傍例に任せて所領安堵の國宣を賜り度いとの目安を提出し、望み通りその外題に安堵の國宣を賜つてゐるのである。而して、陸奥の所領として、小塚郷、船生郷(フニフ)、西大枝、桑折郷(コオリ)、東大枝内山田村、長井保内下須屋、宇治水村の七箇所を列擧してゐる。これ今日の福島縣伊達郡内に求め得る地名であつて、道西の時代に於いて尙ほ、伊達氏の本貫たる陸奥國の伊達の地に若干の所領を保有せし事を知るのである。

繼つて伊達家文書、一、に依れば、上野國公田郷一分

但馬の伊達氏に就いて

地頭たる伊達孫三郎入道々西が、同じく千種忠顯の下に合戦の忠節を致せる恩賞として、相傳の所領の安堵國宣を賜はり度しとの目安(元弘三年十月日)を捧げ、弘安五年の謄狀を始め三通の文書を副進し、やがて新田義貞より外題に國宣を賜つてゐる事を知り得るが、これらの史料は相依り相俟つて、但馬の伊達氏が、但馬の小佐郷に於いてのみならず、その本貫地たる陸奥國、及び上野國に於いても相傳の所領を有してゐた事實を闡明にしてゐるのである。

六

扨て前掲の但馬伊達家系圖に従へば、孫三郎入道道西即ち貞綱の子に義綱あり「同三郎」「法名道國」と注し、更に義綱の子に直綱あり「同次郎藏人」と注してゐる。併し此の世代關係は、現存の文書に依つて多少の補正を加へられねばならぬ。

485號文書は、元弘三年八月 日、但馬國小佐郷二分一方地頭伊達彌七後家尼明照の代人細矢左衛門五郎高光なる者から、去る三月千種忠顯に従つて忠節を致せる功を

言上し、安堵の國宣を賜はれるものであるが、更に487號文書は即ち建武三年五月附、伊達彌七宗助後家代子息孫三郎義綱の目安であつて、宗助の讓を受けて後家尼明照が知行しつゝある、但馬國小佐郷二分方山田方地頭職を安堵せられん事を乞ふてゐる。これに對しその紙背に、建武三年五月廿五日附の掃部助今川頼貞の御教書が記されてゐる。加ふるに488號文書は487號文書と同日附にて伊達孫三郎入道々西から數代相傳の所領たる小佐郷二分方地頭職の安堵を乞ひ、紙背には亦487號文書と同文、同日附にて今川頼貞の安堵の御教書を記してゐる。

これらの點から考へて、孫三郎義綱は、當時既に無き伊達彌七宗助と明照の間の子であり、彌七宗助は勿論孫三郎道西とは別箇の人物であり、兩者別々に小佐郷の二分一づゝの地頭職を所有してゐた事が分明である。而して宗助及びその跡を譲り受けた後家明照の有せる半分は山田と稱する方で、その残り半分を有せる道西の領は津付と稱する方であつたのである。(伊達家文書、五、伊達道西讓狀、貞治元年十一月十五日)

千種忠顯の京都攻の際にも、道西は自らその麾下に馳參じたが、後家尼明照の方は實子義綱の幼少なる爲か、代人を以て參戰せしめてゐる。この事も亦上記の關係の一證左となるものである。建武三年五月廿五日双方が同時に今川頼貞から所領を安堵されてゐる如きも亦同様の意味を持つものである。

當時足利方は九州を發向して京都奪回を志し、その本隊が山陽道を取れるに應じ、今川頼貞・仁木頼章らの一軍は但馬丹波の所在を攻略し、やがて京都に入つたのである。伊達道西及び伊達義綱は、この今川頼貞の軍に屬して戦功を樹てしもの、如く、道西は尊氏より感狀を受けて(伊達家文書、三、足利尊氏御判御教書、建武三年九月廿六日)義綱は賀茂の河原に戦功を樹てし由の軍忠狀を差出して頼貞の證判を受け(伊達家文書、一五、伊達義綱軍忠狀、建武三年七月日)次いで同年八月叡山に於いて官賊兩軍對峙せる間、但馬地方に官軍蜂起せる爲、その討伐に京都より發向したのである。即ち489號文書、伊達義綱軍忠狀に依るに、八月三日に進寺に向ひ南中尾に

責上り、五日合戦をなし、同三十四兩日は荏原に於いて城中に籠れる官軍を追落すの事などあつた。進寺とは言ふ迄もなく、養父郡の北端宿南村に現存せる、天台の古刹進美寺のある地を指し、荏原とは城崎郡日高村江原に當ると思はれ、小佐郷と豊岡町とのほゞ中間、既述の如く但馬地方第一の要地たる圓山川の流域に屬してゐる。この要地に於いて、今其の詳細を知るに由ないが、兎に角叡山の官軍に呼應して忠義の軍の興つた事は重要な史實であり、又その後も屢々この邊り一帯が但馬地方に於ける勢力の抗争の中心地たる觀を呈してゐるのである。

七

建武四年六月の交、また但馬地方に官軍起り、直義は小俣來全らを遣してこれを討ち、その後も屢々但馬丹波の各地に兩軍の交戦を見た事は既に能く知られてゐる所である。その間例へば四年八月には伊達義綱は矢野右京亮の手に屬して小佐郷の西方近き妙見山に戦ひ（伊達家文書、一六、伊達義綱軍忠狀）、翌五年五月には進美寺の

城廓に合戦が行はれてゐる（伊達家文書、一八、兵部大輔盛義誓固申付狀）。併しこれより先、四年六月頃には義綱は重病なりし爲、代官林又三郎なる者を兵部大輔盛義に屬せしめて丹波の佐治山に遣し、同二十一日には仁科藏人將監の手に屬せしめて田結庄に軍忠を致さしめてゐる（490號、伊達義綱軍忠狀）。此の頃伊達道西も亦、別に自ら軍に従ひ、五月二十二日丹波の和久嶋に於いて官軍と戦つてゐるのである（491號、伊達道西軍忠狀）。

斯くの如く道西、義綱二人が夫々別箇に軍旅に従へる事は、屢説の如く當時兩者の間が父子の關係に非ざりし一證左をなすものである。然るに此の關係は曆應元年から四年頃にかけて、立石五郎入道法阿なる者との所領爭論の際の文書に従へば漸く變化が齎らされてゐる事を知るのである。これに關する史料としては既に伊達家文書、一七、兵部大輔盛義披露狀があつたが、更に南禪寺にて494、495號の二通の文書を獲て、その間の經緯をば、闡明し得たのである。伊達家文書、一七、に依れば建武五年（曆應元年）四月、「伊達彌七宗助後家尼明勝代子息伊達

三郎藏人義綱」が相傳の所領たる小佐郷二分方地頭職を召放たれて立石五郎入道に宛行はれたる事に抗辯してゐるが、更に同年十一月十五日には「伊達孫三郎入道並三郎藏人義綱」の兩人から此の事を訴へてゐる(494號、修理權大夫某披露狀)。然るに曆應四年十二月に至つて立石法阿の代人慶辨から重ねて提出した陳狀(495號)に依れば、「伊達孫三郎入道々西子息義綱」の父子は小佐郷二分方地頭職を競望し、自國他國の惡黨らを相語らひ、當郷に打入つて濫妨を致し、その仔細を糾明せんとして向つた守護御代官地頭御家人とも合戦をなし、重科を犯してゐる上、尼性心の重書を抑留して二分兩方地頭職を掠めんとしてゐるのであるから、早く兩人を重科に處し、所領を法阿の方に安堵されたいとの意を述べてゐる。

以上の如き文書から解釋すれば、道西と義綱とは曆應の交に始めて義の父子の關係に入つたものと思はれるのである。

八

扱て吉野朝時代に足利方は次第にその基礎を固めつゝ、

も絶えず内訌の激しきに惱まされてゐた。尊氏義詮黨と直義黨との抗争の如きその甚しきもので、直義の死後も、足利直冬、山名時氏、石塔頼房らの一黨は常に宗家を脅かしてゐた。但馬地方に於いても、屢々兩者の抗争が續けられしものゝ如く、仙臺伊達家に傳はれる文書によつて既によく知悉せられ、その内に吉野朝側の年號の用ひられてゐる事多きも、全くこの武家側内部の抗争の事實、殊に山名氏がこの地方を本據とせる事實に基づいてゐるのである。(伊達家文書四足利尊氏御判御教書觀應二年八月六日、六足利義詮御判御教書觀應二年九月十八日、一〇山名時氏感狀正平八年八月三日、八足利直冬感狀正平九年八月十一日、七足利直冬御教書正平九年九月五日、一九石塔頼房軍勢催促狀正平九年十月十一日、九山名時氏書狀正平九年十月二十六日、一三伊達眞信軍忠狀延文元年十二月日、一四伊達朝綱軍忠狀延文三年十二月日、一一山名時氏軍勢催促狀正平十六年十月二十三日)。

而して此の時も亦、圓山川の一帯の地に數次の合戦が行はれたのであつて、宿南、九日市庭、難波河原(養父

郡綱場)、奈佐、八代の如きはその一例である。南禪寺文書にもこの間の史實を補ふに足る文書一通を含んでゐる。即ち496號の伊達朝綱軍忠狀にして、小佐郷地頭伊達三郎藏人朝綱が觀應二年九月の頃、樂前に赴き二十三日國分寺に陣し、二十七日には符中合戦の時搦手として日置河原に戦功を樹てし事を記してゐる。園太曆十七、觀應二年九月十二日條に但馬の惡黨の記事見ゆるのも、この事と關聯を有するものであらう。

この戰場となりし諸處は、また愈々この地方に於ける要衝の地なる事を物語つてゐるのである。

併しこゝに一應注意すべきはこの三郎藏人朝綱なる名稱である。當時小佐郷の地頭にして三郎藏人なる人物は直ちに義綱であると想到せられ、彼がその名を變えて行つたものとも假定出來よう。併し三郎藏人にしてその名を記せるものを年代順に排列するならば、始めに義綱あり、次に朝綱(496號、觀應二年)、眞信(伊達家文書一三、延文元年)、更に朝綱(伊達家文書一四、延文三年)と出で、到底同一人物とは思はれず、史料不足の今日、遺憾

ながら未だその關係を斷ずる事は出來ない。

次に但馬伊達家系圖には、義綱の子に次郎藏人直綱を置いてゐるが、この關係は現存の文書に據れば、明らかに訂正せらるべきである。即ち伊達家文書五伊達道西讓狀は貞治元年十一月十五日小佐郷貳分兩方(津付、山田兩村)地頭職を「子息次郎藏人直綱」に讓與し、外題に貞治五年十二月十八日附、足利義詮がそれを承認せる御教書を載せてゐるが、更に南禪寺文書497號も亦、同じく貞治元年十一月十五日附を以て道西が「子息直綱」に小佐郷地頭職を讓り渡す旨を記してゐる。此の事から次郎藏人直綱は、義綱の子ではなくして、道西即ち貞綱の子に當る關係にある者であると言へる。

以上は主として南禪寺文書を中心に仙臺伊達家文書を參看しつゝ、吉野朝時代に於ける但馬伊達氏の史實を略述したものであるが、其の史料の性質上著しく斷片的に流れ、瑣末の事に亘つたのはまた止むを得ない所である。要は南禪寺文書の内容の一斑を紹介するにあり、これに關聯せる種々重要な問題に就いては猶ほ將來を期し

度いと思ふ。

九

最後に此の南禪寺文書に就いて、尙ほ一二の注意さるべき事項を附記する。即ち口繪寫眞に掲げた二通の文書に就いてある。その一は486號文書陸奥國伊達孫三郎入道々西目安(元弘三年八月日)であつて、この外題の安堵の國宣は一應注意さるべきものである。

〔任〕 宣旨狀早可令安堵也

(花押)

九月八日

當時の陸奥國司は言ふまでも無く、元弘三年八月五日弱年にして陸奥守に任じた北畠顯家である。顯家は此の年十月二十日義良親王を奉じ、父親房、結城宗廣らと共に任に赴いたとされてゐる故に、此の國宣を下した九月八日は未だ京師の地に留つてゐた時と考へられる。上部に記せる花押も亦、毀損甚だしく其の一部を失つてゐるとはいへ、勿論顯家の花押であつて、後の年代に見られる如き、伸びくとした立派さは無いが、例へば相馬文書一、(元弘三年十二月二十一日)留守文書一、(元弘四

年二月晦日)その他南部文書、新渡戸文書、齋藤文書等に現存せる卿の初期の花押と、よくその特徴を一にしてゐる。

しかも墨色等より見れば、國宣の文と花押とは明らかに一筆である。唯だ小西新右衛門氏所藏の、建武二年三月一日附といはれる有名なる顯家自筆書狀の、極めて雄渾なるに比すれば、餘りの隔りを有つてゐる爲めに、猶ほ若干問題を遺すであらうが、中尊寺經藏所藏の、延元元年十月十八日、藤原清衡の祈願文を寫せるもの、持つ筆致に對比すれば、その間否定し得べからざる顯著な類似を見出すのである。殊に相馬文書一、所收の、相馬重胤代親胤から陸奥國衛に所領安堵を乞へるに對して、元弘四年十二月二十二日附にて下せる外題の國宣の如きも亦、南禪寺文書のそれと同一の形式及び筆致を具へ、若書きの特徴をよく示してゐる。斯かる諸點から見て、この安堵の國宣は、正しく北畠顯家の自筆と認定し得べく、就中元弘三年九月八日と言へば、現存の顯家の文書に於いて極めて早い時代に屬するものとして、一層注意

するに値するであらう。

十

次に注意すべきは498號文書である。口繪寫眞下段に示す如く斷簡にして文言僅かに二行に過ぎず、その全文は次の通りである。

又ほうせうに候といへとも一貫文進候そのは、かりす
くなからす候 恐々謹言

十月廿五日

謹上 伊達孫三郎入道殿

(端書異筆)
おくのそくりやうの御狀

署名は疊損の爲に「行」の下の一
字の半を失つてゐる。宛名の伊達
孫三郎入道とは既述の所に依つ
て、容易に道西即ち貞綱である事
が分る。然れば道西の時代の人に
して、また端書に「おくのそくり
やうの御狀」とある如く陸奥の伊

但馬の伊達氏に就いて

宮内大輔行□
(花押)



(寸原)押花朝行達伊

達氏の總領にして、而も宮内大輔行□と稱せる人物を求むれば、我々は直ちに彼の北畠親房と相並んで、辟遠の地にあつて皇家の爲に苦心經營せる吉野朝の忠臣、伊達行朝に想到するのである。

行朝は仙臺伊達家に於いて第七代に數へられてゐる。後には行宗と稱し、和歌には朝村の名を以て現はれると傳へられ、遺憾ながら史料不足の爲に詳細なる事績は一般に知られてゐないが、猶ほ早く大槻文彦博士の「伊達行朝勤王事歴」三巻に集大成されてゐる。

さて行朝は建武年間記には奥州評定衆の一人として、

「伊達左近藏人行朝」と出で、南部文書（建武元年九月十六日附國書）には「伊達大夫將監行朝」の名で現はれ、有造館本結城古文書寫、白河文書寫に據れば、延元四年七月から「伊達宮内大輔行朝」の名を以て現はれてゐる。歿年は正平三年五月九日である。夫故この文書は少くとも延元四年七月から正平三年五月迄の間、伊達道西に宛てて出された、陸奥の總領伊達行朝の私信であると云ふ事が出来る。唯だ斷簡である爲に主要なる内容を詳らかになし得ず、僅かに行朝から道西に一貫文を贈つた事を知るのみである。併しこの私信である性質は、筆勢、墨色の與へる感じと相俟つて、我々にこの書狀が正しく行朝の自筆であることの確信を與へる。

伊達行朝の書狀は管見の及ぶ所、僅かに伊勢結城氏所藏の結城修理權大夫（親朝）宛のもの【七月五日附、署名は同じく宮内大輔行朝（花押）】に止まり爰に斷簡とはいへ、更に一通の自筆書狀を寓目し得た事を深く喜びとするものである。加之、但馬の伊達氏と仙臺の伊達氏に就いていへば、少くとも元祿の綱村の時には兩者の關係を

の跡を絶つてゐるが、この吉野朝時代、宗家にありては行朝、但馬にありては道西（貞綱）の時代には、兩者の交渉尙ほ保たれつゝ、ありし一憑據を得たものとして、重要な意義があるであらう。

（終りに此の文書研究を許されし南禪寺、この小論作製に當り種々御教示を賜つた西田、中村兩先生、絶えず御助言を得た赤松俊秀氏に對し深甚なる感謝の意を表する。）